

第 4 回千代田区特別職報酬等審議会 会議記録

日 時：平成 21 年 7 月 16 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 58 分

場 所：千代田区役所 8 階 第 3 委員会室

出席者：（委 員） 10 名（定数 10 名、欠席なし）

（説明者）総務職員課長

（事務局）政策経営部長、総務職員課長、総務職員課職員

発言者	発言内容
武藤会長	定刻になりましたので、只今から、第 4 回特別職報酬等審議会を開催いたします。本日もお忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。 欠席者なしということですので、全員が揃っているということであり、今日は、最終的に答申に向けた重要な審議会ですので、全員出席ということで、審議がスムーズにいくことを期待しております。 議事録についてですが、前回の会議の議事録については既に事務局からお送りしているかと思えます。訂正等がございましたら、来週中に事務局までご連絡ください。 それでは、審議に入りたいと思います。前回の会議では、報酬等の額の定め方について、一般職員に支給されている地域手当が、区長、副区長にも支給されていることにより、区長、副区長の給料体系が分かりづらくなっているということが確認されました。区民にとって分かりやすくシンプルな給料体系にするべきだとの皆様のご意見をいただき、当審議会としては、地域手当を廃止するという結論に達したところであります。 本日は、報酬等の額の全体に関わることから、初めに、報酬等の額の適否についてを審議したいと思います。これまで 3 回の会議を行い、資料の数もかなり多くなっておりますが、様々なご意見をいただきましたので、これまでの議論をまとめ、かつ論点を整理したものを資料 1 として用意いたしましたので、事務局から資料 2 とあわせて説明をしてもらいます。それでは、よろしくお願いします。
総務職員課長	総務職員課長の保科でございます。お暑い中、ありがとうございます。本日は、第 4 回目ということで、そろそろ取りまとめに向けてということなので、ひとつよろしくお願いいたします。 お手元の資料でございますが、最初に資料 1 から 5 まで、あと参考資料という形でつけさせていただいておりますけれども、只今会長のほうからもお話がありまして、かなり大量の資料を提出をさせていただきまして、なかなか見づらいところもあろうかと思いましたので、今回、資料 1 という形で、これまでの議論のまとめと論点整理ということで、会議録、今までの議論等々含めまして、まとめをさせていただきます。データにつきましても、極力分かりやすくということで、全体 3 ページ立てという形にさせていただいております。 お手元の、まず資料 1 をご覧いただきたいと存じます。これまでの議論のまとめと論点整理という項でございます。まず、特別職、区長、副区長、区議会議員の報酬等の決定の基本的な視点ということで、これは 1 回目の資料にも出させていただきましたが、基本的に行政、地方公共団体、国もそうでございますが、民間企業と違いまして、利益という概念がありません。したがって、会社の業績が上がれば給料を上げる、逆に下がれば給料を下げるという図式にはなってございません。ですので、何をよりどころにしたらいいのかというのがここに書いてある 3 つでございまして、1 つは、「職務と責任の原則」と

いうこと。2点目は、「均衡の原則」、これは国と他団体との均衡という意味合いでの均衡の原則。3つ目が、多分、今回の報酬審の中では最大の議論だと思いますが、昨年の秋のリーマン・ブラザーズの破綻等々の100年に1度と言われている経済危機の中で、社会経済情勢に、区長、副区長並びに区議会議員の報酬をいかに適応したものとしていくか、というのが大きく3つでございます。この3点目が最大の論点と考えてございます。

それで、まず、資料2も合わせてご覧いただきたいんですが、資料2も1回目に出させていただいた資料をコンパクトにまとめたものでございます。一番上が報酬決定の原則・区長との年収対比ということで、今現在、区長の給料を100としますと、大体、一般の何の役付もない議員さんが、大体区長の50%の水準という形の設定をさせていただいてございます。

中段に東京都がございしますが、東京都もおおむね同じでございします。若干東京都のほうは、議員さんの報酬が、これを見ると、区と比べて知事の半分になっていないわけですが、備考欄を見ていただければ、実は東京都は職員の例に倣って地域手当を上げてございます。現在16%、その分、報酬月額が引き下がっておりますので、おおむね半分レベルとお考えいただければ、当たらずといえども遠からずというレベルでございします。また、区長、副区長、東京都でいうと副知事、あとは議長になりますが、大体、これが知事の8割水準という形。この設定につきましては、全国の都道府県、区市町村、議員報酬が日額制になったところもありますので、そういうところは例外といたしまして、おおむね似たり寄ったりという状況でございします。

一番下が国でございまして、国はご案内のとおり議院内閣制ということで、若干地方自治体とは異なっておりまして、特徴的な部分を申し上げますと、内閣総理大臣よりも、その3つ下の国会各議院の議長、衆議院議長、参議院議長のほうが、報酬月額そのものだけを見ると高いという形でございします。ただ、地域手当が内閣総理大臣も出ておりますので、これを入れると内閣総理大臣が実質的な手取り額は多いということです。ただ、内閣総理大臣といえども、国会議員の中から選任されるわけで、現実問題としては、国会議員の報酬が出て、内閣総理大臣になりますと、今は麻生総理大臣でございしますが、差額が支給されるという仕組みになっております。

今回、ご議論いただきたいのは、地域手当につきましては、廃止するということになりましたので、地域手当は区長、副区長にしか支給されておられません。そうすると、議長以下、役付のない議員さんにつきましては、どうしたものかというところでございします。ここの部分が、冒頭、会長からご指示がございました報酬の額の適否というところでございします。資料2の一番上の区長から議員まで、これは3年前の報酬審で1%引き下げた後の金額でございします。この金額総体について、特に昨今一番課題になっていきます情勢適応の原則にかんがみて、どういう形にすれば区民の皆さんの理解を得られる形になるのかというのが、最大の論点と考えてございます。

資料2をご覧いただきながら、資料1にお戻りいただきまして、1ページ目は後ほどに回させていただきまして、2ページ目をご覧ください。3、報酬等の額の適否についてという項でございします。おさらいになりますけれども、3年前の報酬審におきまして、当時の人事委員会勧告の平成9年から平成17年の差を取りまして、1%の引き下げというご答申をちょうだいいたしました。これは、平成9年以来、報酬がずっと据え置きという形になってございました。その間、景気の回復によりまして、1回上がってまた下がるという波があったわけですが、波の部分は一切拾象して、スタートラインとエンド

ラインだけをとって1%引き下げという形のご答申をちょうだいいたしました。

それで、報酬の額の適否を考えるに当たりましては、社会経済情勢ということで、基本になるのは、経済指標等々の各種指標がないと、論拠としてかなり弱いものになってしまいますので、この辺を中心に前回資料を出させていただきまして、再度まとめさせていただきました。

(2)の前回改定以降の各種統計指標についてでございますが、平成18年以降、まず、人事委員会の勧告につきましては、改定がございません。ずっと据え置きでございます。ただ、細かく見ますと、実は0.02%とか、0.01%の引き上げ、要するに官民格差があるという人事委員会勧告でございましたが、格差が極めて僅少、少ないということで改定しないという人事委員会の勧告になってございます。

もう1つが、東京都の消費者物価指数でございます。平成18年前回改定時を100としますと、19年が100.1、20年が101.1ということで、1.1%のアップというのが指標でございます。

それから、もう1つが、名目賃金でございます。これも平成18年を100といたしますと、平成19年が101.5、平成20年が103.8ということで、3.8%のアップということが代表的な統計指標でございます。この指標だけをとらえますと、人事委員会の勧告をとれば、前回答申どおり、据え置きという形が妥当な答申になるのかなと。

ただ、消費者物価指数、もしくは名目賃金をとってしまいますと、逆に引き上げという形の答申になってしまいます。現実的には、下に参考で書いてございますが、国民年金につきましても、消費者物価指数と名目賃金をもとに法定額を改定するということがルールになってございまして、本年4月から、基礎年金の法定額、従前、20年度は78万900円だったわけでございますが、これの改定率0.6%を引き上げ改定ということで、78万5,600円、これが現在の基礎年金の法定額になってございます。

ということで、ルール算定をしてしまいますと、引き上げ答申という形が出てしまうと。ただ、このことにつきましては、(3)に書いてありますとおり、昨年のリーマン・ブラザーズの破綻以降の世界同時不況、まさに100年に1度と言われているような状況の中で、情勢適応の原則にどういう形にすれば対応できるかというのが、まさに、焦眉の急という状況でございます。

それで、八方手を尽くして、様々な指標を私どものほうで検討させていただいたんですが、まず、最もよりどころと申しましょうか、複合的な指標でございます人事委員会の勧告でございますが、これは、本年10月中旬以降の予定でございます。ということで、現時点で、勧告の中身につきましては、何とも申し上げようがないという状況でございます。

それから、昨年のリーマンの破綻が9月ということですので、それ以降、急激な景気の減速があったということで、本年の1月以降、前回、口頭で申し上げた部分を再度データを整理いたしまして、表にさせていただきました。

今年の1月以降どうなっているのかということで見ますと、まず、消費者物価指数は、18年を100といたしますと、今年の1月が100.5。ですから、20年度中が101.1でしたので、こういう形で2月が100.2、3月が100.5で、最終的に、直近のデータである6月が100.1ということで、わずか0.1ポイントのアップ。ですから、物価そのものは、実質的には上がっていないという評価ができるのかなと考えてございます。

また、名目賃金でございますが、これにつきましては、指数表示ができませんので、前年同月比のデータでございます。まず、名目賃金は様々なとらえ方がございまして、1つ目が現金給与総額といって、これは、会社で決まった所定内の給与と所定外、いわゆる残業手当、プラス賞与、ボーナスも含めたすべてのものが現金給与総額という言い方をするわけでございますが、これにつきましては、1月が前年同月比で▲3.8、2月はかなり大きくて▲6.0、3月が▲5.6と、4月はやや縮こまってきまして▲1.9という状況でございます。

さらに、現金給与総額はそうなのでございますが、所定内給与、これは要するに残業手当等を除いた毎月決まってもらえる給与、私ども公務員でいえば、いわゆる給料表に基づいた第何給、第何号俸という、民間企業でいうと職務給とか、職能給とか言い方はわかりませんが、いわゆる毎月決まった金額ということでございます。これにつきましては、さらに幅が小さくなってございまして、1月が▲2.4、2月が▲1.7、3月が▲1.0、4月も▲1.0ということで、かなり現金給与総額と乖離がございします。

乖離の原因でございますが、細かな部分につきましては、詳細は分かりませんが、推測するに、景気が低迷した関係で、1つは残業手当がかなり大幅に減っているだろうという予測は立ちます。もう1つ、1月、2月にボーナスが出るかどうかというのは私は存じ上げませんが、区の職員も3月に、0.25カ月、わずかでございますが、一応、ボーナス、期末手当が支給されます。ということで、おそらく3月ぐらいですと、年度末の部分の賞与がかなり圧縮されてきているのかなという傾向が見られると考えてございます。ということで、所定内給与は思ったほど引き下がっていないというのが実感でございます。

さらに、20年度はかなり業績がよかったという新聞報道がございましたので、念のためと思いまして、1年飛ばしで、平成19年と21年の現金給与の総額並びに所定内給与を比較させていただきました。これを見ますと、実は、現金給与は1月、2月、19年と比較するとプラスが出ました。1月が1.5プラス、2月が0.3プラス、3月になるとさすがに2.0マイナス、4月も▲1.7。所定内、残業手当等を除いた毎月決まってもらえる給与につきましては、1月が▲1.0、2月、3月はプラスになっていまして、わずかですが0.6プラス、4月が▲1.0ということで、いわゆる基本給的な部分につきましては、かなり20年がよかったところもあるかと思いますが、おおむね、横並びと申しますか、上がってもいなければ下がってもいないということが実感でございまして、次の3ページ目に今のことを書かせていただきましたが、この部分をまとめさせていただきますと、統計上は物価も上がってなければ賃金もさほど下がってないということ。もう1つは、統計でございますので、当然統計上のタイムラグが出てまいります。ということで、今後どうなるかわからないという動向もございしますが、具体的な率がどうなるのかというのは、正直申し上げて算定は不可能、困難でございます。

さらに、今後の景気動向を見ますと、6月の月例経済報告、これは政府の報告ですが、それでいわゆる景気の底打ち宣言がなされました。今日の新聞にも出ていましたが、昨日ですか、日銀も景気の2カ月連続ですが、上方修正。国のほうもさらに7月の月例経済報告で上方修正という状況でございまして、この審議会そのものが、今後の景気動向を推測する会ではございませんので、この辺は国等の専門家にゆだねるしかないわけでございますが、正直申し上げて、いろんな指標がごちゃごちゃになってございまして、見通しが全くわからないという状況でございます。

一方、③の下にも書いてございますが、中小零細企業を含めて、まだ、完全失業率は５％台でございます。アメリカは１０％近いということでございますが、さらに、そういうことで、景気悪化に歯止めがかかっていないという実感だと思います。あと、一部の自動車会社、製鉄会社も休止した高炉を動かすなんていう報道もございましたけれども、まだ生産設備の過剰感は多少あるのかなと考えてございまして、今後の動きは全くわからない。

これは情勢適応という部分につきまして、他区の答申状況も１回目の資料で出ささせていただきましたが、あえてここに書かせていただきました。昨年２０年に２３区中１２区で報酬審が開催されてございます。そのうち、答申を受けたところは８区ございまして、５区が据え置き、３区は地域手当の引き上げに伴って、区長の給料月額を引き下げということでございますので、８区いずれもが据え置き答申でございました。

もう１つの要素といたしましては、これも２回目でご報告させていただきましたが、区長と区議会におきまして、今年６月３０日に支給されました期末手当につきまして、区長、副区長は０．２月、区議会議員の皆様は０．１５月自主的に削減するということで、年率に換算しますと、区長、副区長で▲１．６６％、区議会議員の皆さんで▲１．２４％、年収ベースで引き下げという形になってございます。

ということで、あと、前回もグラフを示させていただきましたが、昭和６１年に報酬の人事委員会勧告の完全スライド制というものが廃止されてございます。ということは、裏返して申し上げますと、短期の上げ下げということを細かく見るのではなくて、むしろ中期的な部分で見ていこうと。ですから、たとえ上がったとしてもすぐ上げるという形ではなくて、むしろ、安定的なものとして考えていこうという要請と私どもは理解させていただいてございます。

こうしたことを総合的に判断して、いかに説得力のある説明をしていくかで、ご案内のとおり、この結果につきましては、条例という形で、区民代表である議会に提案してご審議いただくということですので、指標も含めた形の説得力ある説明をしなきゃいけないわけですが、そこが特に今回の大きなポイントなのかなと考えてございます。

それで、私ども事務局のほうから、先に申し上げるのも大変口幅ったい言い方で恐縮なんでございますが、今、ご説明させていただいたような状況で、考え方としては大きく３つ、引き上げ、据え置き、引き下げ、３通り考えられるわけですが、昨今の景気動向、特に区民の皆さんの多くが中小企業、中小零細企業で働いてらっしゃるという状況を考えると、少なくとも引き上げ答申というのは、区民の皆様の理解を得られないのではないかなと考えてございます。

据え置くか引き下げるかということでございますが、今指標をご説明させていただきましたとおり、引き下げるにしても、具体の数字の算定が出てこないという状況だと思います。ということで、事務局といたしましては、据え置きの方向が妥当なのかなと考えてございまして、ただ、その場合、単なる据え置きにしますよというだけではなくて、実は、期末手当につきましては、今の条例の規定上、区長、副区長、議会のほうが、自主的な判断で引き下げられるという規定になってございます。ということで、例えば、これからご議論いただくんですが、今後どうなるかわからないという状況もございますので、その場合は、答申文の中に、情勢適応の原則にかんがみて、自主的な判断をしてくださいという附帯意見をつけるというのも選択肢としてあるのかなと考えてございます。

とりあえず、説明が長くなりますので、ここで私の説明は切らせて

武藤会長	ていただいて、この項が終わりましたら、次の説明という形に入らせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。 どうもありがとうございました。資料１の２ページのところにありますように、報酬等の適否については、まず第１は、前回改定以降の変動を考えると、消費者物価指数、名目賃金は上がっているの、人事委員会の改定からいうと据え置き、あるいは消費者物価指数、名目賃金からとれば引き上げだという結論にならざるを得ないと。 それから、その他の昨年の秋以降の情勢を見ても、２ページの下の方に表がありますように、それほど下がっているわけではない。３ページに入りまして、物価も上がっていないし、賃金も下がっていないということがあります。ただ、今後どういうふうに変化するかは見通しがつかない。 ３番目の問題として、今後をどう考えるかということについて、今後の見通しは判断できないという説明から、これが説得力ある説明としてできることではないかということになり、今、据え置きという案はどうかということが提案されたわけであり、説得力があるかどうか、こういう答申でいいかどうかを議論していただければと思いますが、いかがでしょうか。 今後の変動に関しては、期末手当で変更可ということ意見を述べていただければということもつけ足されましたけれども。どうぞ、堀田委員。
堀田委員	今までのデータで見ますと、引き下げはあり得ない。
武藤会長	そうですね。
堀田委員	これは、もし引き下げをすれば、今回の経済情勢の激変に伴って、将来きつと下がるだろうということをお読みしていいかどうかということで、それは、先読みはすべきではないというのが原則だと思うんです。 となると、先読みで決定すべきでないということは、後追いでもいいんじゃないかと。その後追いの手法の１つとして、期末手当で自主的な調整機能を働かせることもできるのではないかと。附帯意見をつけたらどうかというお話。基本的には、その基本的な考え方だと思うんです。 この審議会でやらなきゃいけないのは、もちろん微調整も必要なんですけれども、そういう原則が、先読みはしないんだよ、はっきりした数値に基づいて上げるべきか、据え置くべきか、引き下げるべきかということを決めるのであれば、決め方は後追いでいいという原則があれば、今現在のデータに基づいて、据え置きなら据え置きの方針が出てしまうと思うんです。あとは微調整の部分についての附帯意見が有効になるかどうか、これは我々の手を離れてしまうことですから、何とも言えないと思うんです。 今回、大きな審議会の中での機能としては、報酬の額の定め方が、地域手当をやめましょうというかなりはっきりした報告が出たので、こういう特別職の報酬の体系のあり方であるとか、それから、それがよそのいろいろな団体や同じような性格の自治体と比較して水準が妥当か妥当でないか。そういうことにも、この審議会の役割というのが割に集約されてくるんじゃないかなという感じを受けております。 はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。水野委員、どうぞ。
武藤会長	

水野委員	一応、今までの皆さんの議論でいろいろ派生した部分もあるんですが、とにかく、区民感情としては、かなり多くとっているんじゃないかという目で見られるんです。ところが、実際データで見ると、ちょうど妥当ない線だということなんで、ただ、23区中でトップクラスにというのはちょっとあんばいが悪いんで、とにかく、これから1例、2例、3例と金額的なものが出てくるんでしょうけど、一番低いレベルのところぐらいで大差ないんですから抑えて、妥当なほんとうなところで落としたらどうかなと思っております。 それから、年俸制は大いに議論していただいて、それで、馴染む馴染まないの問題はありますけれど、とにかく、これからの方向性としては、こういうのは非常に望ましいんじゃないかと、しかも、いわゆる具体的に年俸制が決まれば15等分でいって、残りの3等分12か月で、3等分が期末の賞与部分になるということになれば、これは余計な話ですけれども、非常にすっきりした形になるんじゃないかなという感じを持っております。
武藤会長	年俸制についてはまた後で触れたいと思うんですが、諮問事項が給料の額の定め方と額の適否ということですので、制度そのものを組み替える話になりますから、それは、次の意見のところはどういうふうにするかということを考えてと思います。 前半の部分なんですが、ご意見としては、3つの原則が最初に示されていますが、他の自治体との関係、あるいは国との関係というのは均衡の原則ということになりますので、その部分からもう少し引き下げるべきだというご意見でしょうか。
水野委員	あまり突出しないということで、ちょうど落としどころというんですか、非常に微妙なんですけれども、比較的この前の前の審議会のときに、ぼーんと上げちゃったものですから、前回、会長さん、大変骨折って1%の下げでおさめたということなんで、すべて千代田がトップで、1位、ナンバーワンできちゃうというと、どうもほかの区とのバランスがありますんで、何か、ばかに裕福なんじゃないかなんて思われても、決して裕福ではありませんので。
武藤会長	そのあたりは、事務局、どうでしょうか。
総務職員課長	今、グラフを出しましたが、実は、平成9年から18年まで据え置きなんです。今、水野先生がおっしゃったのは、9年の前の前、要するに、平成4年の段階で、上がっているんです。 そのときご覧いただきますと、人事委員会勧告もかなりの勢いで実は上がっている時期で、23区の報酬がおしなべて上がっております。本区といたしましては、当然突出したことはやっておりませんので。 確かに、これも1回目のデータをご覧いただければあれですけど、区議会議員さんにつきましては、1位というところがポジション的には幾つかございます。ただ、突出して高いのかと申し上げますと、格差といたしまして、実は数千円のレベルです。具体的に申し上げますと、議員さんで申し上げますと、千代田は報酬月額が62万3,000円で今1位でございますが、2位の自治体が62万1,000円です。2,000円の差でございます。ということで、かなり小幅な部分で収束しちゃっているという状況です。
水野委員	下のレベル。

総務職員課長	一番下は、２３区中２３番目は中野区さんで、５８万８,２００円。
武藤会長	５８万、４万円くらいか。
総務職員課長	４万円差。全体の平均が６０万９,１０４円。ただ、実は、これは岡本先生が詳しいかな、平成１３年に政務調査費という制度が新たに入っていて、政務調査費の額が千代田区は１５万円ですけど、一番安いところが、たしか８万円かな、７万円かな。一番高いところが、二十何万。世田谷でしたよね、一番高いのが世田谷区が２４万です。一番安いのが荒川区さんが８万円、実は１６万の格差がございまして、ですから、これも前回ご議論いただきました議員報酬につきましては、報酬本体、そのほかに費用弁償、あとは政務調査費という問題がございまして、これは議会のほうでも議会活動の条件整備検討会という会を立ち上げて、また議論していくと伺ってございます。そんな状況でございます。
武藤会長	いかがでしょうか。他にご意見として。お願いします。岡本委員。
岡本委員	会議録もよく読んでないんですけど、会議録は公開ということになると、それがある程度集約された形で答申案に結びつくというのが一番望ましいとまず思いますんで、それで公開した意味がかなり担保されるわけです。私の問題意識は、まず、この報酬審議会の位置づけそのもの。はっきりいうと全国どこへいっても単なる追認機関とほとんど思われています。だから、それでいいのかということが問題意識として第１点です。 それから、最初に言ったと思いますが、ここは常設じゃないわけですけど、常設で置いているところもありますし、議会で今会期をとっていますけど、私は通年議会にしろと言っている立場なんで、つまり、最初のときに何回ぐらいで結論をとということを明確に意思決定していれば、多分、審議の仕方、あるいは月１じゃなくて、もうちょっと回数を増やすということも考えられたわけなんで、その辺のスケジュール的なものを頭に置いておかないと、どこまで議論が深められるとか、広められるかというのが、物理的に制約されるわけです。 今日の日程ですと、そろそろお答えをということですから、多分、堀田さんとか、水野さんみたいに、もうこの辺で答えといえ、そういう言い方しかしようがないのかなみたいな感じに多分ならざるを得ないのかなというのが１点あるんですけども、考え方はそろそろ少しきちんと報酬について、いろんなデータだけ見て人ごとみたいに決めるというやり方は、何でこうなったんですかといってもあまり説明ができないです。だから、そこはもう少しきちんと説明、本来、報酬とは何ですかみたいなところは少し触れておかないと、私の認識は、一般職と特別職は違うというその切り口ははっきり出さないといけないんだろうと思っています。それは、当然議員報酬にも連動する考え方になりますんで、その辺はうまく整理していく必要があるかなと思っています。 ですから、そういう問題意識を持っていたんで、年俸制というものもすぐ実現するかどうかは別として、考え方としては、ここで議論をしたということはきちんと押さえておいていただいたほうが、おそらく皆さん方も、忙しい時間を割いて審議をしていただいたかいがあったのかなと私なりに思っています。 それから、これからはお金の使い方について、首長さんは予算編成をするわけです。つまり、住民の税金をどう使ってサービスするという予算をつくるわけですから、それを審議して議論する、これは議

	会の議員さんです。ですから、こういう公金の使い方を決めたり、どのぐらいということを決める人たちが、自分たちがもらっている公金、いわゆる報酬等々についてある程度説明できるような状態にしておかないと、自分たちが使っているお金のことも説明がよくできない。そういう人たちがほんとうに住民の税金の使い方を決める資格があのかと言われちゃうと、非常に私は弱いと思うんです。だから、そこら辺が非常に、私の問題意識としては、一番大事なのかなと。 ですから、政務調査費にしても、議会であれば、使い方とか、事務処理とか、これもきちんと説明できない、そういう人に税金の使い方を決める資格があるんですかと言われると非常に窮地に立つ、そういうふうになんか思っていますので、区長さんも同じ選挙で選ばれた特別職ですから、自分の給料の根拠とか、その辺についてはある程度すっきり説明ができる。つまり、住民にわかりやすい説明ができる。こういうことは、欠かせない1つのポイントかなと思っていますので、まず、1点は、この審議会が、ほぼこの辺で、とりあえず区長については結論を出さざるを得ないという、その辺の物理的な条件がどうかという、もう1回、これは確認でございます。 この後、多分、議員報酬にいくんですよね。それをまたいつ頃までなのかとか、それを全体的に聞いていたほうが、つまり、どこまで議論を広げられるのか、深められるのかとか。だから、いろいろ見ますと、報酬審も多いときは10回とか、もっとやっているところもありますし、5、6回で閉めているところもありますしいろいろです。その時間によってどれだけ議論ができるかというのは当然制約されますので、その辺のことをもう1回、全体の枠組み、スケジュール的なものを確認できたらなと、こんな感じで思います。 それから、年俸制の話は多分非常に新しいというか、珍しいと受けとめられると思いますけれども、トータルとして、私は非常に今の段階では説明しやすいシステム、議員なら議員、区長なら区長に対して、これだけで一生懸命仕事をしてください、こういう説明ができるという意味においては、矢祭さんも正直いうと、10人のうち4人は日当制に反対なんです。したがって、近いうちに条例改正して年俸制にしようかと、早ければ12月議会にはそうなる可能性があるんですけれども、だから、非常に議員とは何だとか、選挙で選ばれた代表とはどういう仕事をしなきゃいけないだとか、それに対してどういうコストを支払うのかとか、こういう議論を引き起こすいいきっかけにはなったと思いますので、ぜひ千代田区、区長、議会、そしてこの報酬審も少し本質的なところだけは、きちんと答申に押さえていただきたいと思います。ちょっと長くなりましたけど。
武藤会長	では、今のことについて、スケジュールについて事務局のほうから。
総務職員課長	すみません。申し訳ありません。一番最初の人に明確なスケジュール表等をお示しすればよかったんですが、言い訳になってしまいましたが、実は、衆議院等との選挙日程が不明確でなかなかお示しできなかったんですが、今回の案件につきましては、第3回定例会、9月の定例会に条例改正を提案するという形で進めてまいりました。先だって、国会の日程が決まりまして、新聞報道等によりまして、来週21日に衆議院が解散、8月30日に投票ということでございます。ということは、区議会の日程はそれが終わった後ということです。ほぼ例年どおり、9月の冒頭に告示、開会、10月の中旬、もしくは下旬に閉会ということになりますと、8月の中旬までにはご答申いただかないと、物理的に日程が間に合わないということで、目一杯皆様にお手数をおかけして、あと開催できるのは2回か、もしくはせいぜい3回

	というところでございます。 それから、あと、今、岡本委員のほうから言われた議論につきましては、これも大変申し訳ないんですが、現行条例のつくりが、報酬審のつくりが3年に1度の開会、しかも諮問事項が報酬の額の定め方と適否というように実は限定されておりまして、課題としては、今、岡本委員からご指摘いただいたようにもろもろございます。ただ、その部分について、根っこの条例がそういうつくりになってございますので、私どもといたしましては、今の時点ではいかんともしがたいというのが実情でございます。ただ、通年の報酬審を設定しているところも確かに増えてございます。私どもも、通年開催でもっと年俸制の議論も含めて深めていく必要があるんじゃないかなという問題意識は持っておりますので、むしろ、今回の審議会の中でそういう意見、参考意見という形がいいのかどうかその辺もご審議いただきたいと存じますが、入れていただければ、それは持ち帰らせていただいて、検討させていただければと考えてございます。
武藤会長	それから、重要な点は、議会の意見をどのように聴取するかというか、意向等ですね。区長、副区長もそうですが、通年議会の話も議会改革との関連ですから、議会がそういう体制を持てるかどうかというのも重要な論点ですので、そこを少し、議会の考え方を議員の皆さんに聞くようなことも踏まえておく必要があるんじゃないかと思えます。 というわけですので、私も今回のこの報酬審の中で決着をつけられない話だと思いますので、今後、それを考える、もう少し長期的な委員会を立ち上げて検討していただくのが必要なのではないかと考えております。 では、藤原委員、どうぞ。
藤原委員	私も先ほど申し上げようかと思ってやめたんですけれども、それはなぜかという、青臭い処世論だなと自分でちょっと躊躇したことがあったんですけれども、これは何かというと、ここは特別職の報酬を考えるということで、特別職というからには、ある使命感というか、政治的な考え方というか、そういうものを持って参入してこられる仕事だと思うんです。ですから、一般大企業、中小企業の社長の年俸を決めるのとは訳が違う。私はだから、考え方と額の適否ということになると、考え方のまず根底に公職ということをやはり強く意識した決め方をしなきゃいかんんじゃないかと実は思っていたものですから、そんなことを今さら言い出したって困るということになるだろうと思って私はさっきやめたんですけれども、やっぱりそれが、この答申の最初に、公職というものを一体どう我々は認識するかということを書いた上で、その上で今の情勢云々というようなことに入っていくほうが私としてはいいんじゃないかと思ったので、それを一言申し上げたかった。 それから、もう一つは時代の動き、情勢適応の原則。その前に均衡の原則。これも区長会で、それは千代田区が突出というか、ちょっと頭を出し、おっしゃったということで、区長が居心地の悪い思いをされるというようなことがあるのかと私は思ったんですけれども、日本人は本当に横並びというのはかなり神経質に考えるというところですから、そういう日本人のメンタリティーも考えなきゃいけないなと思いつつ、私はさほどそんなことは、同じ23区内で大した差があるわけじゃなしとと思っていますので、気にしないでいいと思っていますほうですけれども、情勢適応の原則については、私は公職であるからには一般の人たち、一般職というか、普通の民間の職業人、サラリーマン

	とか、そういう人たちの給与、報酬等が少しよくなってきた兆しを見たときに、こちらも上げるというぐらいの、半歩おくれの美学というか、そういうものが公職には欲しいなと私は思っているものですから、あえて処世っぽいことを申し上げますけれども、少しそういうことを配慮した答申文を書いていたらいいいんじゃないかと思っているわけです。 金額については、どれぐらいが適当かどうかというようなことは、それはもう分かりません。生活給だの何だの、いろいろな考え方があるでしょうから、それが何万円多いとか少ないとか、そういうことはテクニカルな問題でいいと思うんですけれども、方向性としてはやっぱり、一般の人たちの懐がちょっと潤いかけるときに、こちらも上げるということにしないと、区民の方への説明はちょっとやりにくいんじゃないかということをお私思っています。 大まかな方向としては、さっきのいろいろ、物価指数だとか名目賃金の状況だとか、そういうものを見ていれば、今、区役所のほうから資料を示されましたように、おおむね横ばいというか、上げないというようなことで進めてはどうかということについては、それもやむを得ないかなというのが私の判断でございます。 以上です。
武藤会長	ほかにいかがでしょうか。氏家委員、どうぞ。
氏家委員	私も、まず報酬の本题のところからご意見を言わせていただくと、均衡の原則と情勢適応の原則ということで、ほかの自治体とか国との比較ですとか物価、あと企業の動向、あとは複合要素だと思うんですが人事委員会勧告で、これで資料を出していただいたように、短期、ここ数年との比較を見ると、確かに据え置きを示唆するようなデータになっているのかなという印象を持っています。 あとは、ちょっと気になるのは、長期的に、数年というか、10年ぐらい見たときに、本当に比較して、ここで調整する必要はないのかというのは、ちょっと気になる要素としてはあるかと考えています。ただ、長期も短期の連続だとすれば、それほどおかしいことにはなっていないかなというふうには感じています。 ということで、事務局の方から話があったように、据え置きの方向性というのは私はそれほど違和感を感じていないです。ただ、岡本委員が言われたように、そもそものところで、やはりこの特別職の給与の体系について、一般の会社の従業員とか、あとは公務員の職員さんのように安定した生活の糧としての位置づけというよりは、どちらかというと短期的な成果を評価するようなものであるべきなのかなと根本部分で思いますけれども、この委員会で取り上げるとかということではなくて、これはまた根本的な課題として残るのかなという印象を持っています。 以上です。
武藤会長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
総務職員課長	今の件で補足というか。申し訳ありません。冒頭、説明を漏らしてしまいまして、前回の当審議会の中で氏家委員のほうから例の積分計算という話が出ました。ちょうどあのグラフでございます。昭和63年から計算しますと、若干積み残しが出ている状況でございます。計算はしたんですが、そのとき、ふと思いつきまして、実はこの報酬というのは、そのときの議員さんに支払われた金額で、それを後の世代の議員さんで調整してしまいまして、要するに説明がつかないと申し

	ましようか、例えば国民年金みたいに、受給権者がずっといまして、今もやられていますが、過去の物価下落分を引き下げなかったので調整しますよというのが今の国民年金の方向で、その調整期間が終わると、今度は例のマクロ経済スライドという仕組みに変更していくわけですが、これは当時の議員さんに払っている部分で積み残しがあったから、じゃ、10年前、20年前の議員さんに払うのかというようなことには仕組みとしてはならないわけで、説明が難しくなってしまう。1回やってしまいますと、もう永久にそれを続けなきゃいけないになってしまうということ。
武藤会長	つまり、緑の線が人事委員会勧告で、これが最も望ましい線だとすると、現実には3年に一度なので、こうなるので、ここのへこんだ部分の面積と出っ張っている部分の面積、それから、ここでへこんでいる、ここはずっと出っ張っていて、こっちのほうが高い。だから、この面積とこの面積とこの面積の和と、こことここが同じならば理論的には正しいというんですが、でも、ここでへこんでいる部分をここで取り戻しても、議員さんが違っている場合にはお支払いができませんという論理ですね。 ですから、ここで出っ張っているんですが、ここでへこんでいた分、ここで出っ張っているんだということになりますけれども、このところが、これは個人的な意見で、ここがやっぱり、ここでずっと、この面積は相当へこんだ分が大きいので、だから、1つは、ここが少し出っ張っていても、まだ、こっちのへこんでいる面積のほうが多いという説明だと思うんです。 だから、大体の面積で、ただ、ここがちょっと上がってきて全体が下がってきているのは、そろそろ下げてもいいのかなという気はしないでもないです。
総務職員課長	すいません、あともう一つ。これも1回目に申し上げたかな。平成18年から人事院勧告の調査方法が変更になっていまして、実は、それまでは従業員100人以上の企業が調査対象でございました。平成18年から50人に引き下げました。ということで、これもかなりいろいろ労働組合等々で議論があったようでございますが、ただ、そういう状況の中で統一のグラフをつくってしまったので、若干その部分で分かりにくいところがあるのは申し訳ございません。
武藤会長	ここからで、でも、50人にしたけれども、下がってはいる。
総務職員課長	0.02のアップの勧告でした。
武藤会長	そうですか。
総務職員課長	はい。ただ、0.02、僅少だったので、人事委員会勧告としては据え置きの勧告が出たと。ですから、これも推測で物を言っただけではないのかもしれませんが、おそらく100人以上の規模にすると、去年おとしあたりは景気が上向きの状況だったと思いますので、多分プラスが出たんじゃないのかとは考えてございます。
武藤会長	据え置きでよろしいのかなという意見が大半かと思います。 はい。
堀田委員	基本的にそのまま、あと一、二回で結論を出すといえ、そういうことで進むしかないだろうと思うんですが、先ほど水野委員が言われ

	た突出しないという、これは極めて政治的な感覚だろうと思うんです。私も一部にそういう意見を耳にしたことがあって、２３区を対象とした場合に千代田だけがいつも上に行っているというのは、２３区の中で、これは特別区という概念が今までずっときていますので、そういう中で、財政調整制度だとか、いろいろな機能が作用するわけですので、上に行けばやりにくい問題が出てくる。これは政治的な、あるいは行政の相互の調整の中です。２３区というのはできるだけ、そういう意味で協調しながら進んでいかなきゃいけない部分と、相反する、利害の反する部分と当然両方持っているわけなので、そういう意味での、先ほどちょっと私のほうでも言った、報酬をどういう体系にするかという考え方の視点と、それからもう一つは水準がどうあるべきかという視点。現在、今議論しているのが、上げる理由もなければ、下げる理由もなきゃ、据え置きでしようがないというのは、それは経済指標だとか、いろいろな状況判断なんですけど、今出ている、先ほど水野委員が言われたように突出しないようにするということは、今上がってしまっているわけですから、下げろと。理由がなくても、とにかく２３区の中で真ん中ぐらいとか中の上ぐらいが千代田は妥当なんだとか、そういう話になると、下げる根拠はないけれども、政治的には下げたほうがいいよという話になるんです。 そういうことが実際に、今までやっている報酬審の議論のやり方ではできない。必ず説明できる根拠を示しなさいということですから、千代田が１番であっちゃいけないという理由がどういう説明根拠になるのかということになると、ちょっと難しいだろうと思うんです。しかし、それはかなり重要な視点でもあるわけです。生活給じゃないと言い切っちゃっていいのかどうかということのも、若干、先ほど藤原委員からは、公職の使命感とか、そういうものから言うと、単に生活のために、上がった、下がったから増やしてあげる、減らしてもいいんだという議論だけじゃないというお話なんですけれども、そういう論拠も、今言う水準を是正するという意味では作用してくるような視点だろうと思います。
藤原委員	ちょっといいですか。
武藤会長	どうぞ。
藤原委員	同業他社との比較というのが民間にあるわけですが、いろいろな業種で。私は新聞社にずっとおりましたけれども、新聞の場合でも、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、いろいろな会社の給与は違うわけです。同じ年限、同じ学歴であっても。それは何が原因かということ、もちろん発行部数とか、それからイメージだとか、記事の質その他、いろいろありますね。それでも説明のつかないものがいっぱいあるんです。でも、説明がつかなくても、民間の場合は何だかんだといって、お金がどれぐらい入ってきて出ていくかということがかなりはっきりするんですけれども、公的機関の場合は税金ですから、要するに、景気の変動というよりは税収がとにかく先にあって、そして予算が決まっていくという民間とは逆のあれでいきますから、だからちょっと違うのではないかなと思うんですけれども、やはりここにも同じく同業他社との比較というのが念頭にあるんだなと思って、私ここへ来て、それに興味を持ったわけです。 だから、あまり私、さっきもちょっと申しましたけれども、千代田区の方がほかの区の方たちよりも勤勉であり成果を上げて、市民の満足度は高く、行政の質が高いかということ、そこまで比較できるものはないわけです。だから、都心部の一番目立つ区だということで、

	とかく論評されるところがあるんだろうと思うんですけども、だからといって別に遠慮することはないわけで、ちゃんとやっていच्छゃれば。 この間、今年の初め、千代田区の人が、派遣村の人たちをたくさん生活保護に回すために貢献されましたね。ああいうのを見ていると、よくやっておられるなど区民としては感動したんですけども、そういう満足度が高いというか、納得できるものがあれば、私は高くたって構わないと思っています。だから、それらについての納得いく説明、論拠がはっきりしているかということをやはり気にしているというわけなんです。
武藤会長	その点については十分に議論しておりませんので、今ここで何らかの引き下げの根拠となるような、均衡の原則を具体的に反映させるような議論、基準ができるかということ、やっぱり難しいかと思うんです。番委員、どうぞ。
番委員	結論的には据え置きということになると思います。いろいろな資料等をお出しいただきましたけれども、やはり、何となく景気悪いよねというような何となくの部分ではなかなか説明がつかない以上は、そういうことになるのだと思いますが、一方で地域手当廃止ということは、この審議会の共通した意見ということになったので、そうすると、据え置きといっても、実質据え置きということで、全体としての据え置き。そうすると、いろいろ、この後お話しになると思いますが、計算の方法とかまで変えられない。年俸制だったら簡単ですけども、全体で据え置きで年額幾らと。それがなかなか、いろいろ難しくなるのだろうと思いますので、そうすると、地域手当をやめると幾らかでも元の月額分が大きくなってしまって、ちょっと千代田区が突出しているように見えるようになるのかもしれないけれども、それは計算の方法、地域手当をやめるということによって、いたし方ないことだと思いますので、それはもう仕方がないと思っています。
武藤会長	今お話が出ました、次の議題として考えていたことなんですけど、もう一つは議員さんの報酬をどうするかということに関して、資料2のほうであります、区長のおおむね50%ということについて、これもずっとこれまで千代田区が採用してきた考え方で、区長を100とした場合、副区長がおおむね80で、ただ、1,000円単位で設定しているために8掛けしたときの端数がどうなるか。半分の場合も、これは5,000円ですから2,500円という数字が出る。100の単位の数字を切り上げるとか切り下げるという話になってきて、おおむね50ということなんですけど、これについても今までほとんど議論していませんので、この考え方について、変更する合理的な根拠が今回は十分にこの審議会では議論できなかったということになるのかと思うんですけども、区長を基準として、副区長はおおむね80、それから議員はおおむね50%で、その議員を基準として、副委員長、委員長、議長。議長は副区長と同じ、教育長は区長の70という、区長が決まると自動的に決まるというこの方式も、ここを前提としていたということなんですけど、この点もこれでよろしいでしょうか。
番委員	地域手当をやめた場合に、そういう考え方で、期末手当とかいろいろなものを含めた形で考えるならいいです。この表はあくまでも月額という形で出ているので、どういうふうに考えたらいいいのか、よくわからないです。

武藤会長 総務職員課長	そうですね、そこはちょっと変わってくるんですね。 補足させていただきます。実は資料２の表、１番が千代田区の例で、２番目が東京都、一番下が国でございますが、備考欄に書かせていただいたとおり、実は、要するに首長さんと言われる方、あとは行政の執行機関サイドのトップと言われる方は地域手当がついているんです。条例本則には、例えば都知事も１５３万１，０００円としか書いていません。だけど、実質はこれに地域手当が１６％ついているので、ですから、ある面ですごくパラドックスというか、分かりにくい表になっています。 これはおおむねの見方でございますが、大体、例えば地域手当を含めて年収みたいな考え方をしていただければ分かりやすいかと思うんですが、年収ベースでとらえると、おおむね例えば議員さんは知事の半分というふうにご理解いただければ。ですから、今回、地域手当を廃止いたしますと、確かに報酬月額が上がります。ただ、それは、こうした区民の目線から見て、すごく分かりにくい部分が解消されるということです。その部分は多少、ぱっと見た方からはご批判いただくかもしれませんが、そうではなくて、むしろ区政運営の透明性が増すということでプラスに評価していただけるのではないかと事務局では考えてございます。
武藤会長 総務職員課長	それでは、前回の地域手当を廃止した場合にどういう数字が適当かということについて資料３と４がございますので、これについて事務局からご説明をお願いいたします。 それでは、続きまして、私どものほうから資料３と４をご説明させていただきます。前回のご議論の中で、地域手当は廃止しようということで一定のご結論をちょうだいいたしました。それに基づきましてシミュレーションという形で、区長と副区長が今回の諮問の対象でございますので、試算をさせていただきました。 まず資料３の区長をご覧くださいんですが、現行給料月額が１１６万５，０００円で、これが条例本則でございますが、実はこれに１２％の地域手当がついているということで、月収ベースで見ますと、１３０万４，８００円というのが区長の月収でございます。 前回の議論の中で、地域手当を単純に廃止してしまったらどうかというご議論もありましたが、この表からもわかるとおり、実は地域手当というのは給料の一部でございます。ということで、月収を単純加算して、ここを発射台にしたらどうかということで一応の結論になったと認識してございます。 ２行目が単純加算した例でございます。２行目を見ていただきますと、１つ問題点が出てきてしましまして、退職手当、右から２つ目の列でございます。退職手当が１２％もはね上がってしまうと。これは、いわゆる漁夫の利みたいな批判をされてもしようがない部分でございます。ここは何とかしたいと。 そのよりどころといたしまして、これは第１回目からさまざまなご議論をいただきましたが、今、各区の方向性としては、地域手当を引き上げていこうという方向と、逆にもう廃止して、報酬月額だけですよという形で透明性のあるクリーンなものにしていこう、わかりやすいものにしていこうという２つの流れがございます。千代田は後者の流れということでご審議いただいたわけでございますが、もし職員の例で見ますと、これも右から２つ目の列でございますが、退職手当は逆に５％ほど下がります。地域手当を上げた場合、廃止した場合、これだけ大きな差が出てきてしまうんですが、やはり長の判断として

	は、要するに地域手当を上げた場合、職員の例と均衡を失するという形はいかがなものかと考えてございまして、それで、基本的に、これは年収ベースで比較してございますが、職員の例と均衡を失しないという形で、改正案①、②、③という形で3通り、これは1,000円単位のシミュレーションをさせていただきました。 これを見ますと、改正案②の年収欄を見ていただければ、2,265万7,940円ということで、職員の例で計算したとしても2,265万7,962円ですので、内輪で最も近い数字という形になりまして、このラインが妥当なラインなのかと。ただ、退職手当につきましては、地域手当を引き上げたと仮定しても5%ほど下がるという試算が出ますので、逆に退職手当は5%ほど引き下げるということで職員の例との均衡をとったかどうかと。 次の資料4も全く同じでございます。副区長につきましても区長と全く同じ例をとるということで、したがいまして、結論から申し上げますと、区長の給料月額が129万4,000円で、退職手当につきましては、従前、1年につき5.5月を4.7月に引き下げるということで、総体としては職員と均衡を失しない形で、副区長につきましても、給料月額が103万4,000円。ただし、退職手当については、従前3.4月を2.9月に引き下げることによりまして、これも職員の例と均衡を失しない形にしたらいかがかということで、このシミュレーションをつくらせていただいたというものでございます。年収ベースであれば、実質的には現行と変わりません。退職手当については、いわゆる地域手当制度導入に伴う制度変更というようなとらえ方でございます。
武藤会長	以上の説明なんです、職員の場合は基本給が下がって地域手当が増えるという形になりますので、年収のところではほとんど変わらないんですが、退職手当のところでは引き下げが出てくるということになります。退職手当は変わらないということです。そこで、区長も同じように、勤務実態から考えると、一般職と同じ、ほぼ毎日勤務ですので、一般職に合わせるのがいいだろうという考え方で、退職手当のところでは5%減になるようにということであります。職員の例と均衡を失しないようにするためということで、実質、退職手当の5%減という答申になるということです。 水野委員、どうぞ。
水野委員	これは職員の例といいますけれども、職員で最高の金額なんですね。要するに年次と年数と。
総務職員課長	いや、職員はこんな金額になりません。
水野委員	こういう方はいないでしょう、今。
武藤会長	いないでしょう。
水野委員	いないでしょう。
総務職員課長	考え方です。求め方です。
水野委員	ですから、こういう方、かつて1回こういう例があったんです。職員で最高で、要するに年次が古くて、特別職のほうが少ないなんていうアンバランス事態が。だけど、これはおそらく、ほとんどないと言っていいんじゃないの。どうなの。これは余計なことだけれども。

総務職員課長	すいません、これはあくまでもシミュレーションでございまして、区長の給料額を職員と同様の計算式に当てはめたということでございまして、現実問題、我々一般職の最高給料は、給料月額に相当するものが五十数万ですので、こういう金額の職員はおりません。そこは、すいません、紛らわしい資料で申し訳ございません。
水野委員	会長、結局、考え方としては、トップをこの報酬審議会で皆さんでご議論して決めていただくと、先ほどのいわゆる資料２で出てきたパーセントで並べてくると、トップが決まると、みんな決まっちゃうんです。ですから、ここを十分議論して、トップのあり方、考え方、トップの金額、それをぱっと決めれば、あとは、次は８０、普通の役職のない議員は簡単に言うと５０％なんです、原則。千代田の場合はそれを飛び出していますけれども、５０％にすれば、普通は大体５０なんですから。だから、この８０、７０、それから中間の委員長とか、こういうのが後で計算して出てきたものですが、議員５０ということにすれば、このバランスは非常にうまいバランスなんです。これ、何でこうなんだなんて議論しても、これはどうにもしようがないんだけど、何とも言えない、１００に対する８０、教育長が７０で、ちょうど議長とか副議長がそれに準じるということで、非常にいい、うまい数値なんですね、これが。ですから、昔からの慣行、慣例と言えぱそれまでなんです。ですから、トップをぱっとここで決めていただければ、あとはずっと決まるということなんです。
武藤会長	そこで、給料月額が区長の場合、地域手当を組み込むことによって上がると、議員も上がるということになりますか。それは、そうではない。
総務職員課長	地域手当は議員さんにはありませんので、ここはもう区長のみの要素。退職手当も議員さんにはございませんので、ここも区長のみの要素でございます。ですので、地域手当がまさに給料の一部ということであれば、もしこの金額が決まれば、むしろ年収ベースで議員さんとの比較表をつくったほうが逆にいいのかな。逆に年俸制なんて議論もございましたので、その部分について、すぐに結論が出るかわかりませんが、年俸制がもし可とすれば、どういう体系をつくっていくかということになるかと思えます。
武藤会長	ただ、この数字が、資料２でいきますと、今、１１６万５,０００円ということになっていますが、今度の改正案では１２９万４,０００円になるということは、議員さんをおおむね５０％とすると、引き上げになると。
番委員	年収ベースだと引き上げに。
総務職員課長	年収ベースだと、ほぼ変わらなくなると思います。
武藤会長	そうですか。
総務職員課長	はい。逆に、今５３という数字ですが、地域手当を込みで試算しますと、今４８です。ですから、多分、年収にすると４９とか、５０にかなり近い数字になると思います。
武藤会長	そのところも十分に。

水野委員	いい数値ですよ、これは。
武藤会長	これまでの例を引き継ぐということであればですね。
水野委員	ちょっと待ってください。これは、要するに改正案の①あるいは②、この辺の微妙なところで特別区のバランスはどうなんですか。
総務職員課長	バランス上は、これは全く順位的には変動ございません。要するに、とらえ方で、今までは地域手当という制度があったので、地域手当を除いた給料月額で横並びで比較をしておりました。ところが、平成18年以降、その横並びが崩れてまいりまして、これも何度も申し上げますが、もう既に23区の中でも中野区は地域手当制度を廃止してございます。ですから、今後、23区の比較をするに当たりましては、給料月額と地域手当を足した月収で比較する。もしくは、先ほども申し上げましたが、期末手当の月数が各首長さんが決めるという仕組みになってございますので、年収で比較するというふうに比較の仕方を改めていかなければ、おそらく正確な数字は出ないんだろうと思っております。
武藤会長	年収で。
水野委員	何位？
総務職員課長	順位ですか。順位は従前どおりです。2番目です。変わりません。
水野委員	変わらない。7位、2位？
総務職員課長	2位です。条例本則上、2位。ただ、条例本則が2位なんですけれども、今どこの首長さんも様々な取り組みをしておりますので、特例条例をつくって下げてしまっているところがありますので、それをやっちゃいますと、千代田区も今現在、年収で12位です。そこは特例条例ですので、議会に諮った上でやるということですので、当然、私どもの関与する話ではなくなってしまうわけですが、あくまでも条例本則のあるべき論は2位ということで、順位も変動ありません。 ただ今後、各区が報酬審、今動き出していますので、プラスの答申が出る可能性もなきにしもあらず。逆に上げようという要請は一部にはあるわけで、そこはちょっとわかりません。だから、順位の変動がある可能性はあります。逆に引き下げというところもあるかもしれません。
堀田委員	集約しようという時期に入ってきていて、また難しい話になるかもしれませんが、岡本委員の言われたように、もうちょっと、この審議会そのものがどういう問題を取り上げられるか。今、条例本則でやれることは決まってしまっていて、あとは附帯意見でもって、もっとこういうふうにしないと、こういう議論は煮詰まりませんよと。年俸制の問題も含めてですね。今しきりにいろいろ、足したり引いたりすると、年俸制でやれば一番わかりやすい、まさにそのとおりだと思うんです。 議員も定期的に選挙民の洗礼を受けるわけですから、ある意味では期間を限定した請負職と。そうすると、何で季節手当が必要だとか、期末手当が必要だ。要するに、サラリーマン、一般の会社の感覚では、給料の一部だけでも、収益の増減によって成果配分するのが季節手

	当、いわゆるボーナス、賞与の一つの性格ですね。しかし、それはもう一部生活給になっているんだから、もっとよこせというような話が、労働組合なんかの論拠はそこにあるわけですが、ただ、議員だとか特別職に該当する人たちの場合は、期限を定めた請負職なんだから退職金も要らないと。請負で契約する場合には、終わった後に成果配分で報酬よこせという契約もありますけれども、基本的には、どれだけのことをどれだけの期間にやるという原則でもって金額を決めちゃう。だから、前に水野委員から、退職金をもらって、それでまた次の選挙をやるんだという話もありましたが、それはちょっと次元が違うと考えると、もっとすっきりした、特別職に対する報酬というのは単なる生活給じゃない。だから、一般職とも比べるべきじゃないし、社会的な賃金体系とも比較すべきじゃない。ですから、今の千代田区の税収と仕事の量、質、そういうものに対して、このぐらいの報酬で、このぐらいの質の人が来てくれればいい。それを4年間、きちっとその期間は払いましょうというような体系が一番わかりやすいし、おそらく区民のほとんどの人は、議員に期末手当、いわゆる賞与みたいなものが出ている。賞与も、しかも勤務内容、勤務査定なんかしてないんだろーと思います。一律で、ですから、やる人もやらない人も。だけど、それは4年に1度、洗礼を受けるんだからいいんだという論拠だと思います。 そういう議論にしていったほうが、この報酬審議会というものの実りが多いのかもしれない。ただ、今の制度ではできないということで、すから、その辺について、今回の答申の中には多少そういう可能性についても言及するというのが、今回出さなければいけない答申は、おそらく方向性は大体皆さんの意見で据え置きでということだと思うんです。それから、地域手当の廃止と、この2点ぐらいなんだと思うんですが、先に向けてはやはり、ちょっと附帯意見で入れておくべきかなという感じを今までの議論の中で受けました。
武藤会長	それから、今のご議論を発展させますと、やっぱり4年間これだけでやってくださいというときに、選挙の前に立候補される方々に、千代田区はこういう契約、こういう給与体系でいきますがいかがでしょうか、当選した暁、これでご了解いただけますかというような提示をし、議員さんにも選挙の前に、千代田区の議員はこういう金額、報酬なんですがいかがでしょうか、それでよければ立候補してくださいということ言うのが筋だということにもなりますね。3年に1度だと、ちょっとそれはずれてきますので、おかしいということにもなるかと思うんです。この議論はここでは無理ですので、次の何らかの形で、この審議会が第2期とかいうふうになるのか、あるいは別の形になるのか、お考えいただいてしていかないと、ちょっと今回は難しいかなと思うんです。
堀田委員	審議会のあるべき方向性についての附帯意見みたいなことで多少触れておかないと、いつまでたっても同じことを繰り返すことになるんだと思います。
武藤会長	そうですね。岡本委員のご指摘はなかなか。このままでは進められないということになってしまうということですね。 どうぞ。
岡本委員	確かに、そのことは前回の答申の中にもちょこっと入れてあったと思いました。それから、条例は確かに額しか書いてないんですけども、諮問文は記書きで2つありましたね。報酬額の定め方。定め方と

	いうのは、まさに定め方ですから、当然、年俸制というのも視野に入ると私は思って発言したんです。定め方と額の適否と両方諮問されていると理解しておりましたので。 それから、出された資料は確かに客観性のある資料が多いんですけれども、報酬というのは基本的に、平たく言うと役務に対する対価みたいなものですから、したがって、どれだけ働いていますかという成果がわかるようなデータがないと、はっきり、この額がいいか悪いかなんて、申し訳ないんですけれども、誰にも分からないんです。したがって、はっきり言えば、仕方ないねということしか。私も聞かれて、この額が本当に妥当ですかと言われても説明できませんから、できない額を答申していいんですかと言われると、またちょっとつらいところがあります。しかも、それを実質、お墨つきを与える効果があるわけです。「報酬審の答申を受けておまして」と、当然こうなりますからね。だから、実は非常に私は役割が大きいと思っていますんです。ですから、その辺でちょっと、私にも荷が重過ぎるかなというのはあるんですけれども。 あと議員報酬の話も、率でいくと非常にわかりやすいし簡単だというのはあるんですけれども、果たしてそれだけでいいのかというのはちょっと気になるところでありまして、個人的には、議員さんの中にも日当制でいいんだという人もいますし、議員報酬に差をつけてもいいんじゃないかという議論も何年か前ありましたし、そういう条例はつくれないかと。ですから、単純に、この率で全員みんな横並びでいいんだよと。千代田区はこの率を採用しますけれども、全国的に見ると、議員報酬のほう職員よりはるかに低いところはたくさんありますから、特別職がまさに逆転しているというようなところもあったりしますので、やはり会長が答申を書きやすいように議論だけはたくさんしておいたほうがいいだろうと思います。 それから、1点、答申の中に盛り込むべき文言として、やはり我々、限られた期間での審議だったのという免責条項を入れていただきたい。これ以上は無理でしたと。 それと、答申案文はできれば、事務方にまとめていただくのは非常に大変だろうと。つまり、自分の上司のことを書くわけですから、ご苦労だろうと思いますので、ぜひ会長が筆を振るっていただいて、まとめていただいたほうがいいのか。ちなみに、政務調査費のほうは全部我々が書いています。一切、事務局に書いていただいていません。ということもありまして、あまり事務局に負担をかけないほうがいいのかという、ちょっと意見として申し上げておきます。
武藤会長	どうもありがとうございます。いかがでしょうか。
藤原委員	ちょっといいですか。サービスの質の評価というのは極めて難しいですよ。行政サービスがどの程度区民に満足を得ているかということは、言葉では言えても、なかなか数値化はできない。でも、昔、日本経済新聞で、市役所のサービスがどの程度市民に歓迎されているかというのを数値化して公表したことがありました。もう10年ぐらい前ですけれども。だから、そういう、区民の方に、例えば千代田区はかくも満足度の高い行政をやっているぞと、そして、そのトップである区長さんはそれに努力しているよということを示すようなデータというのはあるんでしょうか。
総務職員課長	例えば、日本経済新聞とか、いろいろなところでリサーチをしてございまして、私の口から言うのもあれですが、千代田区は極めてそういう部分では評価は高いです。もう23区じゃなくて全国でトップレ

	ベル。そういう指標はごまんとございまして、ただ、そのこと自体がすべて区長の成果なんだよというようなことは、なかなか。
藤原委員	それはもちろんそうですけれども、比較的こういう部分。
総務職員課長	例えば、交通の便みたいな評価なんていうのは、千代田区は物理的にトップでございます。
藤原委員	交通？
総務職員課長	交通の便。
藤原委員	ああ、公共輸送。
総務職員課長	要するに、利便性とか。ただ、逆に生活のしやすさみたいなのは、世論調査もそうですけれども極めて低い。今、後ろに広報課長がおりますけれども、いろいろなデータを見ても。何がいいかな。日経？
広報広聴課長	日経さんが多いですね。
総務職員課長	日経さんが多いですね。もしあれでしたら、次回にでも参考の。
藤原委員	いえ、そういうことはもっと積極的にPRされると、例えば区議会議員の活動がどうであるとか、議会活動とか、そういうことについてのご理解も得やすいかなと思ったものですから、ちょっと申し上げました。
総務職員課長	実は、私も気になっていたのが、3年前は今までの区の行政改革の成果とか、例えば全国で初めて歩きたばこの禁止、2,000円の過料を取る条例をつくりましたよとか、そういう積極的な施策部分を資料として提示させていただいたんですが、逆に「だから何なの」と申しましょるか、やって当たり前の世界で、何もないというのは逆におかしな話で、今回はむしろそうではなくて、客観的なデータ部分でお話ししたほうがいいのかと思って意図的に出していないんですけれども、もしご参考で要るということであれば、ほんとうに手前みそなデータになって、逆にお恥ずかしい限りなんですけれども、極めていい数字でございます。
水野委員	多いに出したほうがいいよ。
藤原委員	出したほうがいいですよ。
総務職員課長	子育てのしやすさなんていうのは、おそらく、3番目でしたっけ、4番目でしたっけ。
水野委員	とにかく評価が高いんですよ。
総務職員課長	はい。
水野委員	こじんまりしていますし、それで我々も親の代から百何十年も同じところにいるんですけれども、とにかく井の中のカワズですから、あまりよそのことはわからないんですけど、ほかの方からいろいろ情報を

	聞くと、何だ、千代田はいいなとか、千代田は進んでいるなとかということではしょっちゅう聞かれるんです。ですから、かなり千代田区というのはいいところに位置しているなという自負は、区民はみんな持っていると思います。
総務職員課長	特に最近、極めて評価が高いのは、実は千代田区、23区の中で唯一、保育園の待機児がゼロなんです。
武藤会長	そうですね。
総務職員課長	はい。待機児が1人もいないんです。
武藤会長	子供が少ないというだけのこと。
総務職員課長	まあ、少ないという、それもあります。昨今の課題といたしましては、特定園待機と申しまして、例えば私は四番町保育園に入りたいんだと。だけど神田保育園に入っているというのは待機にカウントされないの、だから特定園待機を何とか解消したいと。特に兄弟関係で別の保育園に行かなきゃいけないケースも出てきているので、そこは解消しようということで今、取り組んでいるんですが、そこだけ見ても、実は子育てのお母さん方には極めて評価が高いんです。 あとは、例えば老人福祉につきましても、特別養護老人ホームの充足率、これは全国でトップクラスです。ただ、そもそも一番町のいきいきプラザに83戸かな。あとは神田の連雀に55、百三十幾つしかないんですが、対象の高齢者の数が少ないということもありまして充足率はナンバーワンです。ですから、そういうデータをとっちゃうと、極めてトップクラスというデータがずらずらと並んでしまいます。
武藤会長	ですから、住宅費は高いけれども、保育園に確実に入れる、そのことを考えて千代田区に住むほうがいいかどうかというようなことを若い人は考えると思うんです。
藤原委員	そうすると区長の報酬がトップに来たって、別に苦慮することはないですね。
総務職員課長	いや、逆に、今日も後ほど。
水野委員	そこで、謙虚に一步下がっているというところがいいところなんだよ。そこいらに落としたいんですよ。「いや、よくやっているから、おまえこうだよ」といってこうなったんじゃ、どうにもしようがない。
藤原委員	まあ、そうですね。
水野委員	とにかく謙虚に謙虚にということなんです。
岡本委員	均衡の原則というのが大事ですね。他の自治体との均衡の原則は入らないんですね。
藤原委員	ここはそれが入るんでしょう。他の自治体との横並び。
岡本委員	だから、大体、横の均衡というところはなるんだけど。職員との均衡だけじゃなくて。

総務職員課長	自治体等も入ります。
藤原委員	そうでしょう。入りますよね。
岡本委員	この原則は何に基づくかというのがよくわからないけどね。
武藤会長	それもシミュレーションをしてというか、どこに合わせて平均値がどこで、どう変動してきたかというようなことを、また新たにここで出すというのも大変難しいかなと思うんですが、先送りばかりで申し訳ないんですけれども。
水野委員	いや、これは非常にいいデータで、いい数値だと思うんですよ、私は。
武藤会長	資料２のほうですか。
水野委員	うん。それで、とにかく現行よりすべて下げておくという形で、まあ、１、２、３を比べても１,０００円ずつの差ですからどうしようもないんだけど、とにかくこの辺で２３区中のバランスがある程度いいところ、中野区が珍しく、いわゆる地域手当をなしにしてボカンと給与月額を上げたものですから、トップになっているから、中野は幾らだったっけ。百三十何万。
総務職員課長	１２５万４,０００円です。
水野委員	１２５万？
総務職員課長	はい。
水野委員	改正して？
総務職員課長	そうです。
水野委員	もっと高いんじゃないの。
総務職員課長	いえ、もともと中野区は地域手当を入れる前の月額が若干、千代田より安かったので、１２５万４,０００円です。これもパラドックスなんです。要するに、期末手当の部分が、支給率がバラバラなので、やはり先ほど申し上げたみたいに、年収で比較しないと、それはだめだろうと思います。
岡本委員	地域手当の廃止というのは、何となく１つ象徴的になりそうなんだけれども、実は潜り込ませるということですから、そこはやっぱり誤解を与えないように正確に書いたほうがいいですね。
総務職員課長	そうですね。
岡本委員	普通、廃止というと削減だと思いますからね。実際は違うんだから。そこはやっぱり「え、よく読んだら違うの」というふうにとられないような表現をされたほうがいいかなと思います。 それから、やっぱり年俸制の議論も一応したということで、全部、退職手当も含んで月額に換算すると幾らとか、年額にすると幾らとか、そういうデータもつくっておいたほうがわかりやすいと思いま

総務職員課長 武藤会長 番委員	す。お願いできたらということ。 はい。 どうぞ。
	この改正案１、案２、案３、１,０００円ごとでどれがいいかというのは、ほんとうは選びようがなく、その理由づけにこういう職員の例という計算式を挙げていただいて、何らかの理由づけがつかないと難しいのかなという、あまり恣意的になってしまって近いところをとって高いほうがいいか安いほうがいいかという、私の性格だったら５,０００円のほうがいいかなと思いますけれども、でも、そういう理由づけがついてたまたまこういうような、たまたまじゃないのかもしれませんが、ピタッと職員で地域手当が上がった場合に換算してみたらという計算式を変えてみても、ここと一緒にありますということであれば、何らかの理由づけがついたほうが、つかないよりはいいのかなとは思いました。 それで、一応年収とか退職手当ですね、微妙にちょっと下がるというようなところで、ここの赤で囲っていただいたところのほうの説明はつきやすいのかなという印象は持っています。
武藤会長	はい。ありがとうございます。 ほかはいかがでしょうか。まだご発言がない委員、平委員、いかがですか。
平委員	特にございません。
武藤会長	長井委員、特にご意見はございませんか。
長井委員	はい。
武藤会長	それでは、先送りになる課題も多々ありますが、そのことについては、参考意見としていろいろと私のほうで事務局と相談しながら書きたいと思います。答申の本体については、もう既にご承認いただいたかと思いますが、給与の是非については据え置き。それから、定め方については、地域手当という概念をなくして給与本体に組み込むと。その引き上げ部分については退職手当で調整をするということですね。そういう答申の本文を含めて、私のほうで事務局と相談しながら答申本文を書きたいと思います。 先ほど、８月の上旬で、その後は、今度は選挙のほうで事務も大変になると思いますが、上旬までにとということになりますと、その答申をでき上がったところで委員の皆さんにお送りしますが、１回委員会を挟んだほうがいいか、それとも区長に答申するその日に、最終的な確認という意味でこの審議会を開いたほうがいいかどうかということなんですが、どちらでいきましょうか。 事前に確認をして、例えば参考意見のところをどう書きかえるかというようなこともあります、それをするのであれば、１回審議会を入れておくと。次に答申と、区長にお渡しするということになるかと思うんですが、どうでしょうか。
水野委員	もう１回、やっぱり皆さんで集まって、会長が集約したものをよくごらんいただいて、それで、その次に答申と、そのほうが段取りとしてはいいんじゃないですか。

武藤会長	そうですね。直前ですと、そう訂正もききませんし。
水野委員	あまりちょこちょこことやっちゃうと権威がないから。
武藤会長	分かりました。それでは、そういう予定で少し日程を決めておきたいと思うんですが、そうしますと、7月、今日が16日です。
水野委員	16日ですね。
武藤会長	27日の週ぐらいでしょうかね。
水野委員	ああ、いいですね。
総務職員課長	はい。結構です。
武藤会長	それでは、ここで私は火曜日がちょっと難しくて、水曜日もないんですが、月曜日か、木曜日か、金曜日かというところでしたら大丈夫なんですが。
総務職員課長	お時間は10時ということでよろしいですね。
武藤会長	10時という前提で。
水野委員	27日の月曜日？
武藤会長	はい。まず、最初の案は27日の月曜日ですが、いかがでしょうか。
水野委員	いいんじゃないですか。
総務職員課長	27、30、31のいずれかということでございます。
水野委員	あとはほかの方との調整で。
武藤会長	そうですね。安部委員と堀田委員が先にお帰りになりましたので。
総務職員課長	それは事務局のほうでご連絡させていただきます。
水野委員	27日が一番いいでしょう。あまり送っちゃうとね。
武藤会長	そうですね。
番委員	私はちょっと。
武藤会長	27日は。そうですか。
総務職員課長	そうすると、30日。
武藤会長	30日はいかがでしょう。
総務職員課長	30日は。
武藤会長	じゃあ、30日。

総務職員課長	大丈夫ですか。３０日の１０時。
武藤会長	３０日を第１候補にさせていただいて、お２人にご意見を聞いて、お２人ともだめだということでしたら、２７日はお１人ということですので、２７日にということ。
総務職員課長	はい。
藤原委員	ちょっと質問ですけれども、答申の骨子案というものを見ていたんですけれども。
武藤会長	あ、そうだ。これの説明もしていただかないといけません。忘れていました。済みません。
藤原委員	これは「区長及び副区長の給料の額の適否について」ということだけについて答申をするわけですか。
武藤会長	はい。諮問事項が２点、こういう諮問をいただいていますので、「千代田区議会議員の議員報酬の額の定め方並びに千代田区長及び副区長の給料の額の定め方」、それから「千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否」、こういう２点になっております。
藤原委員	そうすると、議員のもここに入るわけですか。
武藤会長	はい。議員も入っていますが。
藤原委員	前文にそれが入っていないから、これは除くのかしらと思ったんです。
武藤会長	ここの中に。
総務職員課長	済みません、私のほうから。
武藤会長	そうですね。説明をしてください。
総務職員課長	骨子ということで、実は、これはレジュメみたいな、骨だけです。表題だけこんなのではいかかということで今日つくったもので、冒頭の部分は、これはリードで、もう常套句でございます。 答申の本体、ここは額の定め方ですので、通例でいえば答申文本体、番先生がいらっしゃるところで私が言うのも恐縮ですが、いわゆる裁判所という主文に該当するところで、そこは地域手当は廃止をする、報酬の額の適否については区長の報酬は現行幾らを幾らとするという書き方になります。それは議員さんも同じ書き方です。 問題は、この理由のところは過去４回いろいろご議論をいただいて、じゃあ、どういう理由でこうなりましたというのを、ここを書き込まなきゃいけないところなんです。最後はちょっと参考意見になっていますが、参考意見がいいのか附帯意見がいいのか、この辺も皆様のご意見をちょうだいしてですが、ここで、例えば年俸制の議論、あと今後この報酬審のあり方の議論、あとは退職手当のことについてもご議論がありました。何で、そもそも要るのかという、年俸制等も含めて。

	あとは、自治法改正で議員の報酬が議員報酬という形で名前が変わっていると、その辺のとらえ方の話、この辺を書き込まなきゃいけないということで、これはイメージとしてはまさにレジュメで答申文の表題というような、ご理解をいただければ。
藤原委員	わかりました。
武藤会長	よろしいですか。参考意見か附帯意見かというご説明がございましたけれども、額の定め方の中に入るような部分もありますから、附帯意見のほうがいいんでしょうか。ただ、附帯意見というと、答申との関係で、参考意見だと参考にしてくださいでいいんですが、附帯意見だとかなり積極的な意味も持つのかなと。
総務職員課長	そこはほかの自治体の意見も含めて調べさせていただきます。一応、条例設置の審議会という形の会ですので、ちょっと変な答申文にしてしまうとあれですので、ちょっと書き方につきましては検討させていただきます。
武藤会長	はい。ということですが、何かほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。
岡本委員	時間切れの話なんでしょうけれども、議員報酬のことがあまりにも、ほとんど実質、単純にあの率でというだけで、答申として持ちこたえられるのかというのが若干なくはないというのはあります。特に、政務調査費の問題とか、年金の問題とか、非常に大きな、制度的に問題がありますよね。そこは、例えばいろいろな県の審議会とかを見ていますと、報酬審が年金問題まできちんと意見に書き込んでいるところもありますよね。
総務職員課長	あります。
岡本委員	だから、判決文みたいに、これは書いちゃいけないとか、これは書いたらどうだというのは、私はないと思っています。ここで決めればいい話だと思っています。それを尊重するかどうかは受けたほうが考えればいいと私は思っていますので、実現可能性がないものは答申にあまり盛り込まないとか、単なる意見にするというふうに仕切らないでいいような、私は気がします。 というのは、区長が受けて、そしてまた議会で審議をするわけですから、我々が言ったとおりに全部通せよという意味では全くありませんので。というふうにちょっと思っています。ですから、附帯意見とか参考意見というよりも、あえて言えば今後の課題というほうが分かりやすいような気がしますね。
藤原委員	政務調査費なんていうものは、議会で議論をするというわけにはいかないんでしょう。どうなんですか。あるいは、この間一覧表をもらったら、8万から24万まで非常に幅が広いですよ。
水野委員	いや、それは今、岡本さんに盛んにやっていただいて。
藤原委員	ええ。それはそれぞれの自治体で8万相応の仕事しかしていないのか、あるいは24万は、そういうレベルのことを何かやっているのか、そこら辺が全然分からない。

水野委員	なかなか難しいので。
武藤会長	じゃあ、ちょっと制度的な位置づけをご説明ください。
総務職員課長	私のほうから制度的な位置づけをさせていただきます。すべての自治体の例を調べているわけではないので、あくまでも千代田区の例ということでお聞きいただきたいと存じます。 政務調査費については、条例が給与等とは全く分かれておりまして、別個の条例で15万円という金額が規定してございます。この15万につきましては、政務調査費の額については、議長がおおむね3年に一度見直しなさいという規定になっていまして、ですから、一応役所のルールと申しましょうか、議会の議長が、例えば審議会をつくるのか、懇談会をつくるのか、その辺はいろいろやり方があると思いますが、ご意見を聞いて、あり方をチェックすると。まあ、増やす減らすということも含めて検討をします。 で、岡本委員が今やっていらっしゃるのは、政務調査費の交付の、実際お金を出した金額の審査会、これは規則設置の委員会という形で、外部の第三者を入れてチェックをされていると。ですから、今現在、千代田区では、政務調査費そのものの額について、第三者的に審査をする委員会とか、懇談会が今のところない状況です。あとは議長のほうで、岡本先生がおっしゃいましたように、参考意見になるんでしょうか、ちょっとわかりませんが、どのようなアクションを起こされるかということです。 ただ、報酬審の諮問事項は冒頭から申し上げている額の定め方と適否の2点でございしますが、何も言っちゃいけないという問題ではございませんので、やはりそういうような参考意見を踏まえた形で区長ができることは当然区長で取り組みますし、議会がもし「あ、なるほどな」と思っただけなのであれば、多分自ら自主的なアクションが起きるんだろうなと思いますので、そこはむしろ、先ほど座長に書いてもらうという話がありましたが、ぜひ岡本委員のほうにもちょっとご執筆いただいて、その辺の、例えば年俸制の取り組みとか、議員報酬のあり方とか、何かヒントになるようなことがあれば、ぜひお知恵を拝借して、次回のところで文章の確認をしていただくと、私どもといたしましては、すごくありがたいなと思っております。
武藤会長	いかがでしょうか。
岡本委員	最初の1回目のときにも、何か結構しゃべり過ぎましたけれども、要するに答申案に書いていただければいい話なんですけれども、やはり報酬本体だけ議論をしても、資料は出していただきますよ、政務調査費とか、いろいろね。 だから、そういうトータルとして、どれだけ公費で活動を支えているのかと、その額がどうかというのは、やっぱり本当はそういうのも一緒に議論をしたいというぐらいは書いていただいたほうがいいと思います。 それから、私、行政委員会の報酬のあり方のことも言ったんですけども、やはり向こうも特別職みたいなものですから、それも多分、条例がそうになっていないというだけですから、私は、条例は変えればいいと思っただけなんですけれども、そこまで今回は行きませんけれども、行政委員会、執行機関、それから議会、これはやっぱりトータルとして地方政府を支える一番のポイントですから、そこを住民がいかにコストを負担して、どれだけの仕事をしていただくかという、そこが分かりやすい関係になるということが大事だと思いますので、この

	報酬審議会の中身というか、方向性ですかね、その辺もぜひ頭出しをしていただければと思っております。今回は多分、もう時間的に無理でしょうが。それは政務調査費の額も実は。
総務職員課長	じゃあ、これから。
岡本委員	一番つらいところですけども。
総務職員課長	はい。
武藤会長	水野委員、どうぞ。
水野委員	こちらの行政委員、これは特に諮問は受けていないんですよね。
総務職員課長	受けていません。
水野委員	受けていないんですけども、やってもいいわけ？
総務職員課長	一応、諮問、いわゆるさっきもおっしゃった判決の主文に当たるところまでいっちゃうと、要するに諮問対象じゃなくなっちゃうので、参考意見等々でお書きいただくのは大いに結構だと思います。これもその他、行政委員さんの報酬、今、月額になっていますが、資料も出しておりますとおり、日額制の議論がございます。これは今のルール上は、区長が決めればいい形なんです。どこかの、諮問をするという。区長が決断すればいいと。当然、決断するに当たっては、例えば選挙管理委員会の委員さんとか、監査委員さんとか、当然お話をさせていただかなきゃいけないと思いますが、区長が決める。区長が条例を改正して、提案して、予算を措置すればいいという仕組みですので。
水野委員	いや、行政委員は日当制にすべきですよ。とにかく出ても出なくても毎月もらっているのはおかしい。だから、やっぱり1日出たら幾らと、そういうやり方に変更するようなご意見を附帯でお出しただけかどうか。ただ、それにはやっぱり幾らか、この次の委員会でちょっとやらないと、あまりやりもしないで。
武藤会長	そうですね。じゃあ、参考意見というか、附帯意見というか、その部分を中心に、少し議論をしていただくということを中心に進めたいと思います。
水野委員	そうですね。お願いします。とにかく23区ではまだやっていませんから、そういうのを千代田が先行的に出すと、やっぱり相当、発信力が出てくると思うんです。
武藤会長	そうですね。
水野委員	ぜひ、ひとつ議論してください。
武藤会長	はい。わかりました。 いかがでしょうか。ちょっと予定時間もあれですが。
総務職員課長	済みません、ちょっと最後に。 説明のお時間があまりないのであれですけども、お手元に参考資料という形で、年俸制の、これはちょっとインターネットからとった

	資料で、1枚おめくりいただきましたら、北海道大学の年俸制、結構、国立大学は年俸制をとっているところが多いようでございまして、北海道大学、2枚おめくりいただきますと、2枚目の後ろから3枚目にかけて給料表がありまして、いわゆる大学の先生、教授ですね、年俸制で、例えば1,200とか1,300あたりにポンと飛びつくらしいです。1年間はそのまま。例えどんなに経営が悪くなっても上げ下げはしないと。で、翌年以降、多分業績、ちょっと私、学校の仕組みは知りませんが、教授であれば学部長が通常評価をなさるんですか。学部長か学長が評価されるんでしょうか。多分その評価で上下をするという仕組みのようでございます。たまたまあったのでご参考までに。 それから、その次以降が、参考資料②、③、④というのが、特に岡本委員のほうからいろいろありました、例えば地方議会の議員の報酬の範疇の話。例えば矢祭町は、日当制にしちゃったということは、この十文字が書いてありまして、公務、非公務という線がありますが、役所に来て、委員会、議会をやらないと公務じゃないという理解ですよ、岡本先生、矢祭のとらえ方は。そうでもない？
岡本委員	矢祭の場合は、例えば。
総務職員課長	日当ということは。
岡本委員	従来の全員協議会とか、あるいはかなり公的と思われる式典。
総務職員課長	要するに、全員協議会を。
岡本委員	そういうのも一応オーケー。
総務職員課長	じゃあ、一応議会の正式行事は公務。
岡本委員	そうです。
総務職員課長	だけど、町場に、役所に何か私用で来たとか、地元で何とか相談をやったとか、立会演説をやったというのは非公務という分類ですね。
岡本委員	簡単に言えば、議会活動だけしか払わない。
総務職員課長	なるほど。
岡本委員	議員活動は排除している。原則ね。若干例外のところもありますが。
総務職員課長	この表がすごくおもしろくて、公務、非公務の分類をしている。じゃあ、どこまでとらえるのかと。多分、年俸制の議論、日給制、日当制の議論をすると、この公務、非公務の範疇の問題が多分出てくるんだろうということで入れさせていただきました。 それから、最後から2枚目が、これが矢祭の当該の町議さんが書いている文章がありましたので、これも日当制について。ご参考までに後ほどお目通しをいただければ、多分、答申文案の最後の意見のところのご参考になるのかなと思います。 あと、最後は、これは岡本先生、済みません、新聞記事をちょうどいいたしましたので、岡本委員の通年議会に関するご意見でございます。
藤原委員	この議会活動と議員活動はどう違うんですか。どこで線引きするん

	ですか。
総務職員課長	難しいです、それは。
藤原委員	例えば成人式に出るとか、ああいうのは議員活動。
総務職員課長	それは議員活動です。
藤原委員	ということは無報酬でいくということ。
岡本委員	わりと手続的なところで押さえるんです。本会議、委員会というのは誰もが分かりますよね。そういうところに、例えば議会を代表して、議長さんはいいんですけれども、議長以外も議会を代表してあそこに行ってくれというようなときに、議長の手続、議員派遣という手続なんです。これは公務になります。それから委員会もよく視察に行くじゃないですか、委員会で決めて。これも公務になります。だから、会議だけじゃなくて、調査に行くのも一定の手続をとれば公務になるというのが今の制度です。だから、そこら辺、あとは手続をとらないのは会派とか、個人の議員活動ですよという大ざっぱな線引きでしょうね。私が言うのは、議員活動もやっぱり議員としての活動だからと、ひっくるんだ考え方です。
藤原委員	卒業式に教育委員が行って挨拶するのは公務？
岡本委員	それは教育委員会のほうでどう扱っているかによりますけれども。
総務職員課長	済みません、一応、教育委員会のほうは公務ということで費用弁償を出させていただいています。
藤原委員	すると、文教委員の議員さんが行って挨拶をするのは。
総務職員課長	非公務です。
藤原委員	公務じゃない。
水野委員	公務じゃありません。
岡本委員	それも、そこは例えば議長が「私は行けないからあなた行って」という、いわゆる議員派遣という手続をとれば公務になる。あるいは委員会として、委員会で決めて「誰か代表して行って」とか、そういうさっき言ったような手続をとれば公務という扱いになります。
総務職員課長	そうです。その公務の範囲と報酬の範囲をどういうふうに考えるのかというのが、先ほどの十文字の表なんです。例えば学校に行く、卒業式に行ってしゃべる、それは派遣の手続をもらって、公務になるのかもしれませんが、それに対して報酬は払うのか、払わないのか。矢祭は払わないという、かなり公務とお金の範囲を厳格に捉えてということなんです。これはかなり難しい議論だと思います。
武藤会長	区長の活動もそういう意味で見ていくと、例えば矢祭のような基準で区長の仕事を切り分けると、相当減ってしまうということになりますか。

総務職員課長	区長は一応、位置づけがそもそも常勤になっていますので、24時間365日区長です。勤務時間の制限ありませんので、労働基準法の適用ありません。
武藤会長	例えば、どこかに挨拶に行くという場合もですか。
総務職員課長	すべて公務です。
武藤会長	現在はね。
総務職員課長	基本は。
水野委員	区長は交際費があるんですよ。区長も議長も交際費があるんです、別に。
岡本委員	そこが従来、常勤と思い込んでいるだけなんです。
総務職員課長	プライベートということですか。
岡本委員	常勤でないといけないとどこにも書いていないし。言ったじゃないですか。石原知事は毎日来ていますかと。
武藤会長	それから、ご自身の活動のような側面を持つものも相当あって、そこがなかなか難しいところですけどね。
総務職員課長	とにかく活動と費用というのはすごく難しい議論です。
岡本委員	だから、平たく言うと議員という職、区長という職に対する報酬だと思ったほうが一番分かりやすいです。その範囲で精一杯活動しましょうと。そうしないと、議員さんも非常に差があるでしょう。一生懸命やってる人もあるし、ほとんどやらない人とですね。それはまた議論が非常に細分化しますから。だから、1期4年間、議員として、これで目一杯議員活動してくださいと。こういう言い方のほうが私は。
武藤会長	まあ、そうですね。そうすると、やっぱり選挙前にそれを提示するというのが筋ということになりますね。
岡本委員	私、半額でいいよと立候補する人も今いますからね。
武藤会長	そうですね。そこを、議員さんの側で選択できるという方法も、また面白いかもしれませんね。 これも、ほんとうに議論しなくてはいけないところですが、今回は十分な議論ができませんでしたので、意見として工夫して書いておきますので、次回の審議会でご議論いただけたらと思います。 それでは、お時間になりましたので、今日はここで審議を終了させていただきたいと思います。次回の第5回の開催通知は後日、事務局からご通知させていただきます。 本日はこれで終了いたします。お忙しい中、どうもご議論ありがとうございました。 ―― 了 ――